

次世代環境リーダー育成プロジェクト業務に係る公募型プロポーザル応募要項

1 目的

本要項は、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき、「次世代環境リーダー育成プロジェクト業務」を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

次世代環境リーダー育成プロジェクト業務

(2) 業務内容

「次世代環境リーダー育成プロジェクト業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

(4) 予算限度額

2,750千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（注）限度額を超える提案は、最優秀提案者とししない。

3 参加資格

この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

(2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、業務の委託に係る業務種目の大分類が「企画・製作」かつ小分類「イベント等の企画」、「イベント等の運営」のいずれかに登録されている者であること。

(3) 本社又は支社、営業所等を山口県内に有していること。

(4) この手続の開始の日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 参加表明書の提出

この手続への参加を希望する者は、参加表明書（別紙様式1）を提出すること。

(1) 提出方法

電子メールにより提出すること。

なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

「8 書類の提出先及び問い合わせ先」のとおりとする。

(3) 提出期限

令和7年4月23日（水）午後5時まで（必着）

(4) その他

この手続の開始後に、3(2)に掲げる資格審査の申請をする場合は、その旨を明記すること。

5 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問書(別紙様式2)を提出すること。

原則として、本業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の参加者からの企画提案書の提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

また、口頭による質問は、受け付けない。

なお、個別の質問の場合を除き、回答は、随時、環境政策課のWebページにて公表する。

[公表先URL] <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/38/>

(1) 提出方法

電子メールにより提出すること。

なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

「8 書類の提出先及び問い合わせ先」のとおりとする。

(3) 提出期限

令和7年4月23日(水)午後5時まで(必着)

6 企画提案手続等に関する事項

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書(別紙様式3)

イ 企画提案書

- ・A4判片面使用とすること。(縦横自由。枚数制限なし。枚数の多寡は審査基準に含まない。)
- ・基本コンセプト、事業の内容、管理運営体制、類似事業の実績等について、できる限り詳細に記載すること。

ウ 実績書

- ・他の自治体等で同様の実績(通年型講座の企画・管理・運営)がある場合は、実績が分かる書類を添付すること。

エ 業務実施体制表、スケジュール表

- ・業務を実施する体制を表や図などを用いて示すこと。
- ・業務を実施するスケジュールを示すこと。

オ 参考見積書(原本は1部で可)

- ・算出根拠が分かるように記載すること。
- ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。内税表記、外税表記のいずれでも差し支えないが、消費税及び地方消費税の額を記載すること。

カ 事業者の概要

可能な限りA4判とする。(既存のもので可)

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(4) 提出先

「8 書類の提出先及び問い合わせ先」のとおりとする。

(5) 提出期限

令和7年5月1日（木）午後5時まで（必着）

7 企画提案書等の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

審査は、次世代環境リーダー育成プロジェクト業務審査委員会が、書面審査にて実施する。
なお、提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとし、審査を行う。

(2) 審査基準

審査項目及び配点は別表「審査基準表」のとおりとし、審査において合計点が最も高い者を最優秀提案者（受託候補者）として選定する。

(3) 審査結果の通知

令和7年5月中旬を目途に、提案者全員に対して、最優秀提案者、参加者数及び審査結果（最優秀提案者の得点、提案者の評価点及び順位）を書面により通知する。

なお、審査結果に対する異議は受け付けない。

(4) 契約の締結

最優秀提案者と委託業務の詳細な事項について協議を行い、随意契約により本業務委託の
手続を行う。仕様の内容は、企画提案書の内容を基本とするが、委託者と最優秀提案者
との協議により最終的に決定する。

協議が整わなかった場合、若しくは最優秀提案者が契約を辞退した場合には、評価点が
次点の者と協議する。

また、企画提案の内容については、最優秀提案者の提案に拘束されるものではなく、
より事業の効果を上げるため、委託者との協議により適宜変更を求めることがある。

8 書類の提出先及び問い合わせ先

山口県環境生活部環境政策課環境企画班

〒753-8501 山口市滝町1番1号（山口県庁2階）

電話番号：083-933-3030

F A X 番号：083-933-3049

メールアドレス：a15500@pref.yamaguchi.lg.jp

9 その他

(1) この手続の開始後に、3（2）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和7年4月23日（水）午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

なお、申請方法等については、山口県会計管理局会計課のWebページを確認すること。

[参考URL] <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/160/158716.html>

(2) この手続に参加した者が山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

- (3) この手続に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 業務内容は、採択された提案の内容を基本とするが、協議により追加、修正、削除することがある。
- (6) 委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上特に山口県がやむを得ないと認めたときは、この限りではないものとする。
- (7) 参加者が次のいずれかに該当する場合、失格となることがある。
 - ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - イ 応募要項に違反すると認められる場合
 - ウ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

<参考：今後のスケジュール>

令和7年4月23日（水）午後5時	参加表明書、質問書の提出期限 資格審査申請書の提出期限
令和7年5月 1日（木）午後5時	提案書等の提出期限
令和7年5月上旬（予定）	審査の実施（書面審査）
令和7年5月中旬（予定）	審査結果通知

別表 「審査基準表」

審査項目	評価基準	配点
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○業務全体を円滑に遂行できる能力や体制を有しているか。 ○全体のスケジュールは、業務期間を通して無理のないものであるか。 ○過去に類似する事業実績があり、問題なく履行が見込めるか。 	30
2 提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ○講座の内容は、参加者が次世代環境リーダーへと成長することが期待されるものとなっているか。 ○参加者を募集するための効果的な広報を提案しているか。 ○参加者が参加しやすい開催時期、開催会場となっているか。 ○講座の効果の検証方法は適切か。 	60
3 参考見積書	<ul style="list-style-type: none"> ○提案内容に応じた事業規模の所要額が適切に見積もられているか。 	10
合 計		100